

国立大学法人九州大学有期契約職員（無期転換者）就業規則

平成24年度九大就規第40号
施行：平成25年4月1日
最終改正：令和5年3月30日
(令和4年度九大就規第47号)

(趣旨)

第1条 この規則は、有期契約職員（無期転換者）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「有期契約職員（無期転換者）」とは、有期契約職員であった者のうち、就業通則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。

(退職)

第3条 特定有期事務・技術系職員（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、特定有期事務・技術系職員（無期転換者）としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 次条に規定する日に至った場合
- (3) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (4) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (5) その他退職事由が発生した場合

(定年)

第4条 有期契約職員（無期転換者）の定年は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 特命教授として雇用される有期契約職員（無期転換者） 70歳
- (2) 本学病院で診療又は研究に従事する医師及び歯科医師である有期契約職員（無期転換者）並びに本学が行う特定の研究プロジェクト等に従事する有期契約職員（無期転換者）（前号に掲げる者を除く。） 65歳
- (3) 前2号以外の有期契約職員（無期転換者） 61歳

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(解雇)

第4条の2 特命教授として雇用された有期契約職員（無期転換者）については、就業通則第17条第1項に規定するもののほか、当該特命教授が70歳に達した日以後における最初の3月31日までに獲得した競争的研究費により研究代表者として実施する特定の大型の研究プロジェクトの研究期間が終了した場合は、解雇する。

(有期契約職員給与規程の準用)

第5条 有期契約職員（無期転換者）の給与については、国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程（平成16年度九大就規第16号）を準用する。この場合において「有期契約職員」とあるのは「有期契約職員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

(有期契約職員就業規則の準用)

第6条 有期契約職員（無期転換者）の出向、時間外勤務及び休日勤務、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇、表彰、表彰を受ける者、表彰の日、表彰を受ける者の推薦、懲戒の区分及び社会保険等の適用については、国立大学法人九州大学有期契約職員就業規則（平成16年度九大就規第6号）第3条の2及び第9条から第17条までの規定を準用する。この場合において、「有期契約職員」とあるのは「有期契約職員（無期転換者）」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第3号に該当する有期契約職員で、同条第2項の規定により退職した者のうち、希望するものについては、パートタイム職員として再雇用する。

附 則（令和元年度九大就規第29号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大就規第47号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。